装管調第６９号
令和元年５月７日

長官官房審議官
施設等機関の長　殿

調達管理部長
（公印省略）

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の調査研究等への適用について（通知）

標記について、公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用について（装管調第１６７６６号。３０．１２．１７）別紙第６項の規定に基づき、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（装管調第１６７６７号。３０．１２．１７）別紙第１１項の規定にかかわらず、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（装管調第６８号。令和元年５月７日。以下「追加事項」という。）の例によるものとしたので、追加事項別紙第３項柱書及び第８号に規定する調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）の事前の同意を確実に得る（第８号については内部部局に属する者が調達要求をする場合を除く。）等、遺漏なく措置されたく通知する。

なお、当該例による場合における調達企画課長に対する協議、通知等は、追加事項別紙第３項柱書及び第８号に係るものを除き、長官官房会計官に対する協議、通知等とするものとし、長官官房会計官は、第８号の運用について調達企画課長に協議するものとする。

関連文書：装管調第１６７６６号（３０．１２．１７）
　　装管調第１６７６７号（３０．１２．１７）
　　装管調第６８号（令和元年５月７日）
配布区分：調達企画課長